



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
8 月 26 日 (水)
号 外
第 44 号

目 次

公安委員会

○栃木県道路交通法施行細則の一部改正..... 1

公安委員会

栃木県公安委員会規則第 9 号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 26 日

栃木県公安委員会委員長 佐 藤 千 鶴 子

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和 47 年栃木県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 4（第 10 条の 2 関係）			別表第 4（第 10 条の 2 関係）		
番号	路 線 名	区 間	番号	路 線 名	区 間
1 ～ 15 の 2 略			1 ～ 15 の 2 略		
15 の 3	一般国道 293 号	佐野市葛生西二丁目字上川原 2348 番 4 から同市田沼町字二ツ山 369 番 8 まで			
15 の 4 ・ 15 の 5 略			15 の 3 ・ 15 の 4 略		
16 ～ 45 略			16 ～ 45 略		
45 の 2	県道桐生田沼線	佐野市田沼町字町屋 768 番 9 から同市田沼町字二ツ山 369 番 6 まで			
46 ～ 56 の 2 略			46 ～ 56 の 2 略		
56 の 3	県道雀宮真岡線	宇都宮市新富町 2023 番 1 から同市東谷町 510 番 10 まで			
57 ・ 57 の 2 略			57 ・ 57 の 2 略		
57 の 3	県道秋山葛生線	佐野市鉢木町字川中堂 2240 番 2 から同市葛生西二丁目字上川原 2348 番 4 まで			
57 の 4 ～ 57 の 6 略			57 の 3 ～ 57 の 5 略		
58 ～ 65 略			58 ～ 65 略		
65 の 2	県道二宮宇都宮線	河内郡上三川町大字西汗 1662 番 23 から宇都宮市平塚町字西原 308 番 8 まで			
65 の 3 略			65 の 2 略		
65 の 4	県道葛生船越	佐野市鉢木町字川中堂			

	線	2240 番 2 から同市船越町字豊ヶ里739番 1 まで	
65の 5	略		65の 3 略
66～72	略		66～72 略
72の 2	市 道 （ 佐 野市） 234号線	佐野市戸室町字光輪坊1118番 3 から同市船越町字豊ヶ里740番16まで	
72の 3	市 道 （ 佐 野市） 1121号線	佐野市田沼町字鳥居本849番 4 から同市田沼町字大森1030番 2 まで	
73～95	略		73～95 略

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。